

特命随意契約理由書

595

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 神田警察通り沿道及び周辺地域まちづくり検討業務 |
| 種類 | <p>工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品 <u>委託</u>、その他</p> |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | <p>本業務は、神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいを創出するために策定した「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の実現に向けて、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「協議会」という。）及び周辺まちづくり検討部会（以下「検討部会」という。）の運営支援等を行うものである。</p> <p>昨年度は、平成 24 年度に策定した「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、神田警察通り沿道地域のより広い範囲におけるまちづくりについて、まちづくりの目標やその実現に向けた方針について検討を行った。今年度は、まちづくり方針（以下「方針」という。）の策定を行うとともに、方針の実現に向けたエリアマネジメント等のあり方についても検討を進める。</p> |
| 選定理由 | <p>神田警察通り沿道のまちづくりについては、平成 24 年度から下記業者がガイドラインに沿ったまちづくりを検討しており、これまでの調査・検討の経緯や議論の内容等を踏まえて検討していくことが、今後継続して協議会及び検討部会を運営するにあたって、密接不可分な要件である。</p> <p>下記業者は、独立行政法人都市再生機構法に基づく法人であり、公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、都市の健全な発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>協議会及び検討部会は、神田警察通り周辺のまちづくりについて、方針やエリアマネジメント等の検討も行っており、方針策定後においても、方針の実現に向けたエリアマネジメント等の方策について検討を行う必要があることから、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名 称 独立行政法人 都市再生機構</p> <p>住 所 中央区八重洲 1-3-7</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 17 日 |
| ※ 契約金額 | 2,959,000 円（消費税を含む） |

| | |
|------|-----------------------|
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和5年3月31日 |
| 担当課 | 地域まちづくり課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

599

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（7月分） |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却） |
| 工事場所 （工事案件のみ） | |
| 概要 | 区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。 |
| 選定理由 | （1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1 |
| ※契約年月日 | 令和4年6月10日 |
| ※契約金額 | 2,466,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約） |
| 契約期間 | 令和4年7月1日から令和4年7月31日まで |
| 担当課 | 千代田清掃事務所 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

604

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 雉子橋協議資料等作成業務（第316号） |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | 千代田区一ツ橋一丁目2番地先 |
| 概要 | 雉子橋における関係機関協議及び資料作成を行う。 |
| 選定理由 | <p>本業務は、令和3年度に契約した「雉子橋協議資料等作成業務（第328号）」の成果を基に関係機関協議を完了させ、設計図書を作成するものである。</p> <p>本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、円滑な関係機関協議を行うことができなくなるなど今後の工事発注等に著しい支障があるものである。また、雉子橋協議資料等作成業務（第328号）の受託業者であり、協議資料作成及び設計業務で培った知識や現場状況、これまでの協議経過等を熟知・精通していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、前年度の履行成績は良好である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称：株式会社復建技術コンサルタント</p> <p>所在地：東京都千代田区内神田二丁目16番9号 センボービル4F</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和4年6月17日 |
| ※ 契約金額 | 4,879,600 円（消費税を含む） |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和5年3月24日 |
| 担当課 | 環境まちづくり部道路公園課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 飯田橋3-9周辺地区整備等に向けた検討業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 本業務は、飯田橋3-9周辺地区における土地活用や施設整備の検討支援及び再開発協議会の活動支援を目的とする。 |
| 選定理由 | <p>本業務は、平成29年度にプロポーザル選定を行い、下記事業者に決定し、平成30年度に契約締結した。(平成30年3月22日付 29千環麹地発第82号)</p> <p>下記事業者は要求した業務を的確に行い、良好な実績であったため平成31年度(令和元年度)から令和2年度についても、引き続き依頼する予定であったが、検討を深度化する際に前提となる制度運用について東京都との協議が整わなかったことから、委託業務を行わずに調整を進めてきた。</p> <p>その後、制度運用についての確認ができたため、継続年数2年目として令和3年度の業務にあたり、特命随意契約を締結した(令和3年10月21日開催の第8回指名業者選定委員会で特命随意契約継続承認済み)。</p> <p>継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称 株式会社日建設計</p> <p>住所 千代田区飯田橋二丁目18番3号</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和4年6月16日 |
| ※ 契約金額 | 3,410,000 円(消費税を含む) |
| 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで |
| 担当課 | 環境まちづくり部 地域まちづくり課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

605

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 新産業振興・イノベーション創出促進事業に係る調査・提案業務 |
| 種類 | 物品：委託 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | <p>千代田区（以下「区」という。）では、大手企業、金融機関、大学、創業支援施設等が集積する区の特性を活かし、多様な支援を行うことで、起業や事業展開をしやすいまちづくりを進めている。こうした中、今後の区の新たな取組みとして、次の2点の実施を検討している。</p> <p>①区の特性を活かした新しい産業の振興とブランド力の向上</p> <p>②スタートアップの力を活用した地域のイノベーション創出を促すことによる区内産業の活性化</p> <p>上記①及び②を効果的かつ効率的に実施していくため、区の現状を踏まえた調査・分析と実施計画の提案業務を委託する。</p> |
| 選定理由 | <p>1 プロポーザル年度 令和4年度（令和4年度開始） （令和4年5月19日付4千地商観発第77号）</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第1号</p> <p>3 継続年数 初年度</p> <p>プロポーザルによって選定された以下の事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社</p> <p>住所 東京都港区虎ノ門5丁目11番2号</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 1 日 |
| ※ 契約金額 | 4,949,945 円（消費税を含む） |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで |
| 担当課 | 地域振興部 商工観光課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

602

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 神田一橋中学校 プールろ過機ポンプモーター交換業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、 <u>委託</u> 、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 神田一橋中学校のプールろ過機のポンプモーター交換 |
| 選定理由 | (1)当該製品のメーカーであり、保守・メンテナンスを行う業者である。 (2)設備の細部の情報を知る業者であり、設備に異常が生じた場合の対応や部品の調達は下記業者以外に困難である。 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。 |
| 契約の相手方 | 名称 ミウラ化学装置株式会社 東京支店 住所 東京都豊島区北大塚2-17-10 |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 9 日 |
| ※ 契約金額 | 874,500 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和4年9月30日まで |
| 担当課 | 子ども施設課 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

596

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 入浴用粉末(さくらバス)の購入 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品(物品)・委託・その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 地域資源を活用したおもてなし事業で使用するため、千鳥ヶ淵のさくらのエキス入りの入浴用粉末を購入する。 |
| 選定理由 | 婚姻届受理証明書を請求された方に、おもてなしの一環として、地域資源を活用したものを贈呈する事業を平成 30 年度より開始した。 地域資源を活用したものとして、区の花でもあるさくらを活用した製品がふさわしく、千代田区千鳥ヶ淵のさくらのエキス入りの入浴用粉末を採用している。当該製品は、下記事業者が発売元である。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方として選定する。 |
| 契約の相手方 | 名称 一般社団法人千代田区観光協会 住所 東京都千代田区九段南 1-6-17 |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 2 日 |
| ※ 契約金額 | 1,438,080 円 (消費税を含む) |
| 納入期限 | 令和 5 年 3 月 20 日 (月) |
| 担当課 | 地域振興部商工観光課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 児童向け電子書籍配信サービスの利用 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 読書学習の ICT 教育化を推進することを目的として、児童が使用するタブレット端末に電子書籍配信サービスを導入する。本事業は実証実験として位置づけており、区立小学校3校の全児童のタブレット端末に導入する。 |
| 選定理由 | <p>現時点で“教育用”の電子書籍配信サービスは、提供している事業者数が限られている。千代田区教育委員会の要求事項は、以下のとおりである。</p> <p>【要求事項】</p> <p>1 閲覧要件</p> <p>ア 人数に制限なく同時に電子書籍を閲覧できること。 イ 10社以上の出版社の電子書籍を閲覧できること。 ウ 文学（9分類）以外の電子書籍及び毎日更新の新聞を閲覧できること。</p> <p>2 機能要件</p> <p>ア 電子書籍数に上限を設けないこと。 イ 既読したページ数の累計が表示されること。 ウ 検索は、キーボード入力の他、50音表の独自のソフトウェアキーボードからマウス等の入力ができること。 エ 音声読み上げに対応していること（リフロー型の電子書籍のみ）。 オ 読者に合わせた電子書籍のおすすめを紹介する機能を有すること。 カ 電子書籍に対する感想等を記録・共有する機能を有すること。 キ 読者同士でおすすめ電子書籍を共有する機能を有すること。 ク ログイン、読了数及び感想文の作成等を行うことでポイントが付与される機能を有すること。 ケ 管理者が管理画面で児童生徒の読書量や読書の傾向を把握する機能を有すること。</p> <p>下記業者は、上記の要件を全て満たす唯一の事業者である。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称 株式会社ポプラ社</p> <p>住所 東京都千代田区麴町4-2-6</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 1 日 |
| ※ 契約金額 | 3,489,750 円（消費税を含む） |

| | |
|------|-----------------------|
| 契約期間 | 令和4年6月1日～令和5年3月31日 |
| 担当課 | 子ども部 指導課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 神田一橋中学校 デシカント空調機部品交換業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 神田一橋中学校2階空調機械室内のデシカント空調機で、内部部品の不具合により機器が正常に作動しなくなるおそれがあるため、設備の部品交換を行い外気処理が正常に行えるようにする。 |
| 選定理由 | 神田一橋中学校で使用しているデシカント空調機（外気処理機）は、下記業者の製品である。また、本設備は既存部分と新規交換部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名称 昭和鉄工株式会社 東京支店 住所 神奈川県川崎市川崎区中島2-2-7 |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 16 日 |
| ※ 契約金額 | 1,489,400 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和4年12月31日まで |
| 担当課 | 子ども施設課 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 粗大ごみ受付業務システム構築ならびに受付業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 区民が日常生活に伴って排出する粗大ごみ処理の申告について、粗大ごみ受付業務システムの構築ならびに粗大ごみ受付センターを開設し、電話及びインターネットによる受付を行い、受託者で構築したクライアント・サーバー方式によるネットワーク構成下において、リアルタイムに集約された申告受付データの区への提供を行う。 |
| 選定理由 | 1 プロポーザル年度 令和3年度(令和4年度開始) (令和4年4月1日付4千環千清発第561号) 2 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名称 株式会社 NTTネクシア 住所 北海道札幌市中央区南22条西6-2-20 |
| ※ 契約年月日 | 令和 4年 6月 20日 |
| ※ 契約金額 | 47,509,000 円(消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日～令和5年3月31日 |
| 担当課 | 環境まちづくり部 千代田清掃事務所 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

649

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 神保町ひまわり館住宅用昇降機設備改修工事 |
| 種類 | 工 事：土木・建設・ <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | 千代田区神田神保町2-40 |
| 概要 | 本件は、神保町ひまわり館の住宅用既存エレベーター1基の安全性・耐震性を高める工事である。 |
| 選定理由 | <p>本工事は既存エレベーターの部分改修を行うもので、既存部分と改修部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであり、ハード・ソフトの両面から一体性を確保することが重要である。これにより安全性、信頼性の確保が可能となり、事故・故障時等の責任の所在も明確化することができる。改修するエレベーターは新築時に下記業者により設置されたものもで、設計計算書や図面等を保有しており、かつ当該機器の構造・機能にも精通している。</p> <p>また、既設業者が工事をする事で、工期を最短にすることができ、エレベーターの停止による居住者の負担をもっとも軽減できる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>法 人 名：日本エレベーター製造株式会社</p> <p>所 在 地：東京都千代田区岩本町1丁目10-3</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 6 日 |
| ※ 契約金額 | 49,995,000 円 (消費税を含む) |
| 履行期限 | 契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで |
| 担当課 | 政策経営部 施設経営課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

825

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 非課税世帯等臨時特別給付金データ抽出業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未受給世帯のうち、令和4年度住民税非課税世帯に対して当該給付金の支給を行うため、総合住民サービスシステムから支給対象世帯に関する情報を抽出する。 |
| 選定理由 | <p>令和4年4月26日開催の「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」から示された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化の一環として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未受給世帯に対して、令和4年度の課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図ることとされた。</p> <p>当該給付金の支給対象者の抽出にあたっては、総合住民サービスシステムのサーバ類を操作する必要があるが、この操作は、情報セキュリティ確保の観点から、千代田区総合住民サービスシステム管理運営要領(令和2年4月1日2千政IT発第2号)の規定によりIT推進課の職員及び運用保守業務を委託した民間事業者の業務従事者のうち、総合住民サービスシステム統括管理者が指定した者が行うこととされている。</p> <p>このため、本作業を迅速に実施するにあたって、当該システムの運用保守業務を受託している事業者以外の者に依頼することができないため、当該システムの運用保守業務を受託している下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 1 日 |
| ※ 契約金額 | 638,000 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和4年6月30日まで |
| 担当課 | 生活支援課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

975

| | |
|---------|--|
| 件名 | 千代田区標準システム移行及び支援業務 |
| 種類 | 委託 |
| 概要 | <p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」により標準システムへの移行が地方公共団体の責務とされ、国が策定した『自治体DX推進計画』において、自治体の主要業務システムを標準化・共通化し、令和7年度末までに全ての自治体が標準準拠システムへ移行することが自治体の重点取組事項と定義された。</p> <p>こうした状況に鑑み、標準化に向けたプロジェクト管理、基本方針の策定、現行システムとのGapに対する解決策の検討等、移行に向けた支援を行う。</p> |
| 選定理由 | <p>現行の基幹系システムの多くは千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務を委託している株式会社電算のシステムを利用していることから、当事業者がシステム標準化に向けた支援業務を行うことで円滑かつ安全に移行できると考える。</p> <p>また、標準化対象外の区独自業務やサービスについても熟知していることから、独自システムの構築・連携も円滑に行えると考える。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和 4 年 6 月 28 日 |
| ※ 契約金額 | 157,894,000 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和5年3月31日 |
| 担当課 | 政策経営部 IT 推進課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。